

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本業務は、市道山の根 35号及び山の根 57号の狭あい区間の安全確保のための拡幅改良について、適切な道路線形・幅員及び法面工法を検討し、構造的・施工性・経済性に関して比較検討を行い、最適案を選定して、工事発注に必要な図面・数量計算書等を取りまとめることを目的とする。

(業務の対象)

第2条 本業務の対象は逗子市山の根 3丁目地内とし、詳細な業務箇所は、添付図のとおりとする。

(履行期限)

第3条 本業務の履行期限は、契約の日から令和9年3月26日とする。

(準拠する法令および使用図書等)

第4条 本業務は、本仕様書によるほか下記の法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法
- (2) 道路構造令の解説と運用 令和3年3月版
- (3) 道路土工要綱 平成21年度版 公益社団法人日本道路協会
- (4) 道路土工 切土工・斜面安定工指針 平成21年度版 公益社団法人日本道路協会
- (5) 道路土工仮設構造物工指針 平成11年3月
- (6) 土工工事数量算出要領(案) 令和6年度版 国土交通省
- (7) 「測量・調査・設計業務共通仕様書」(神奈川県県土整備局)
- (8) 神奈川県電子納品運用ガイドライン(平成29年4月版)
- (9) CAD製図基準(国土交通省)
- (10) その他、本業務に関係する法令、基準及び指針

(貸与資料)

第5条 本業務の実施に際しては、下記の資料を貸与する。

- (1) 道路台帳付図
- (2) 公図
- (3) 登記簿

(提出書類)

第6条 受注者は、契約締結後、次の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 工程表
- (2) 委託業務着手届
- (3) 主任技術者・担当技術者・照査技術者等選任届及び保有資格証および受注者の社員であることを証明する資料
- (4) 業務実施計画書

- (5) ISO 9001 (QMS : 品質マネジメントシステム) の認定を証明する資料
- (6) ISO 27001 (ISMS : 情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を証明する資料
- (7) ISO 14001 (環境マネジメントシステム) の認証を証明する資料
- (8) ISO 55001 (アセットマネジメント) の認証を証明する資料
- (9) JIS Q 15001 (プライバシーマーク) の認定を証明する資料
- (10) その他発注者が指示する書類

第2章 業務内容

(業務の内容)

第7条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 計画準備 (設計計画)

山の根 35 号及び山の根 57 号の道路設計及び法面工設計を効率的に行うための計画を立案する。

業務計画は現地踏査を実施したうえで、業務概要、実施方針、業務工程、実施体制、実施体系、打合せ計画および成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、使用機材、図書および連絡体制（緊急時を含む）を考慮のうえ立案し、発注者の承認を得なければならない。

(2) 現地踏査

既存資料の収集・整理を行い、現地の状況を把握する。

(3) 測量

表-1 に示す測量を実施する。

表-1 測量内容

項目	数量
4 級基準点測量 (永久標識設置無し)	2 点
4 級水準測量	0.05km
水準点設置 (永久標識以外)	2 点
路線測量	0.05km
現地測量 (1/250)	A=0.0025k m ²
用地測量	2500 m ²

条件：市街地乙/丘陵地、道路上、交通量 0～1000 台未満/12h、横断測量 10m ピッチ

(4) 地質調査

地山の地層構成、風化状況、地下水位等を把握するため、以下の地質調査を実施する。

- ① 機械ボーリング N=2 箇所 L=5.0m
- ② 標準貫入試験 N=10 回
- ③ 簡易貫入試験 N=1 箇所
- ④ 解析等調査 1 式

(5) 道路設計

取得した平面測量データを用い、法面对策工法を踏まえて道路拡幅の線形及び幅員を検討する。決定した道路中心線に基づき、道路詳細設計を実施する。また、法面对策工事中における現交通確保の暫定形についても検討するものとする。

なお、道路設計の項目は以下のとおりとする。(L=0.05km)

- ① 設計計画及び施工計画
- ② 現地踏査
- ③ 平面縦断設計
- ④ 横断設計
- ⑤ 道路付帯構造物・小規模構造物設計
- ⑥ 仮設構造物・用排水路設計
- ⑦ 設計図
- ⑧ 数量計算
- ⑨ 照査
- ⑩ 報告書作成

(6) 設計協議

設計協議は、下記の区切りにおいて行うものとし、設計協議には管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ（5回）
- ③ 成果品納入時

(7) 業務成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、作成媒体は、製本1部（A4）、CD2部（電子ファイル）とする。

- ① 報告書
- ② 報告書概要書（報告書の概要を簡潔に整理したもの）
- ③ 設計図面
- ④ 数量計算書
- ⑤ 電子成果品
- ⑥ その他発注者が指示する資料

（成果品の帰属）

第8条 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとする。

（企業実績および技術者要件）

第9条 本業務は法面安定と道路線形・幅員の改良に向けての現地調査、設計を前提とし、急斜面の地形調査をはじめ地質調査および設計など他分野にわたる実践的な知識が求められることから、下記に示す企業実績を有するとともに、多分野に精通する複数の技術者を担当者として配置するものとする。

（1）企業実績要件

以下の条件を満たすこと。

- ・令和3年度以降に、国または地方公共団体が発注した道路設計の実績を有すること。

（2）技術者要件

本業務に従事する技術者は業務実績要件を証する **TECRIS** 登録証または業務契約書、公的資格証書及び雇用保険被保険者証の写しを提出するものとする。

- ① 管理技術者

以下 2 つの条件を満たすものとする。

- ・道路設計に関する業務実績があるもの。
- ・以下のいずれかの資格を有するもの。

技術士 総合技術監理部門（建設）

技術士 建設部門（道路）

RCCM（道路）

② 担当技術者

以下 2 つの条件を満たすものとする。

- ・道路設計に関わる業務実績があるもの。
- ・以下のいずれかの資格を有するもの。

技術士 総合技術監理部門（建設）

技術士 建設部門（道路）

技術士 応用理学部門（地質）

RCCM（道路）

RCCM（地質）

③ 照査技術者

- ・以下のいずれかの資格を有するもの。

技術士 総合技術監理部門（建設・道路）

技術士 建設部門（道路）

RCCM（道路）

（（業務カルテの登録））

第 10 条 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額 が 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から 10 日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、TECRIS より「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（その他）

第 11 条 本特記仕様書に定めのない事項、ならびに疑義が生じた場合は、発注者と受注者が別途協議を行うものとする。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。